

健康増進・予防への取組を促すためのインセンティブ措置について

平成 26 年 3 月 28 日
医療・介護等分科会
主査 増田 寛也

日本再興戦略で目標に掲げた「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するためには、健康・予防に向けた国民的ムーブメントを創り出していく必要がある。こうした動きが活発になることで、生活習慣病の治療に費やされている莫大な医療費を、病気になる前の、公的保険外の予防や健康管理・健康増進サービスへの投資へと大きくシフトさせることができ、国民の健康増進や公的保険制度の持続可能性の確保に資するのみならず、健康・予防関連のヘルスケア産業の成長にもつながる。

当分科会の中間整理でも「保険者、個人に対し健康増進、予防へのインセンティブを付与する制度的措置を講じ、セルフメディケーションに向けた行動変容を促す」「医療と連動した運動・食生活の指導、簡易な検査等を含めたセルフメディケーションや予防・健康増進活動の推進などについて、産業化の観点も踏まえ、パッケージで施策を考えていくべきである」と明記したところであり、年次に予定されている成長戦略の改訂に向けて、保険者、個人、経営者等に対する健康増進、予防へのインセンティブを高めるとともに、健康増進や予防に係る分野を新たな需要創出が見込まれる成長市場として捉え、ヘルスケア事業を担う民間事業者等の意欲や創意工夫が遺憾なく発揮できるような制度環境、市場環境を創出していくことが必要である。このため、例えば、以下のような措置を講じるべく検討を進めるべきではないか。

1. 個人に対するインセンティブ

個人の健康・予防に向けた取組（※）に応じて、保険者は各被保険者の保険料率や医療費自己負担を一定の範囲内で増減することができるようにするなど、保険制度上、健康増進に向けて努力した者がしっかりと報われるような、金銭的インセンティブを与えられるようにすべきではないか。個人の責に帰するリスクに応じて、保険料を増減させることができれば、個人にリスクを低減させようとするインセンティブが生まれるのではないか。

※例えば、以下のようなメルクマールが考えられる。

- ・ 特定健診受診の有無

- ・喫煙の有無（あるいは禁煙セミナーに参加したかどうか）
- ・運動習慣（運動プログラムに参加したかどうか）
- ・本人や家族の医療費（健康診断の受診を条件）
- ・健康診断における有所見率
- ・生活習慣病の罹患率

（留意点）

- ・強制ではなく、意欲ある保険者が自発的に選択できる仕組みとする（ただし、下記の通り、後期高齢者支援金加減算制度と連動させることで、保険者がこうした仕組みを採用するインセンティブを与えることも考えられる）。
- ・被保険者の保険料等の増減は、保険者単位で財政上中立となるよう実施する。
- ・米国の雇用主提供医療保険における「ウェルネスプログラム」等も参考にしつつ、既往症など個人の健康状態に基づく不当な差別につながらないようにする。

2．保険者に対するインセンティブ

（1）健保保険者

後期高齢者支援金について、現在、特定健診又は特定保健指導の実施率が 0.1%未達の保険者のみを対象に、0.23%の加算率（法律上 10%までの加算が可能）で加算するとされているが、加算対象者の拡大や加算率の引き上げ等、メリハリを拡大してはどうか。例えば、特定健診又は特定保健指導の実施率については、0.1%未達を、一気に 50%以上に、加算率についても、法定上限の 10%までの引上げを目指してはどうか。

更に、上記 1．で提案した制度を保険者が実施しているかどうかなど医療費抑制の取組を積極的に行っているかどうかを、加算・減算対象の決定にあたり考慮要素とすることとしてはどうか。

（2）国保保険者

上記（1）の後期高齢者支援金加減算制度の見直しのほか、先駆的な取組を行う国保保険者の横展開を図るなど、住民の健康・予防に関する市町村の取組を後押しするための措置を講じてはどうか。

3．経営者等に対するインセンティブ

企業や健保組合等による健康増進、予防に向けた自発的な取組の促進に向けた更なる方策を検討すべき。このためには、企業が健保組合と連携して、健診データ等を分析して、従業員への介入計画を立てて、実行し、その成果を検証するデータヘルス計画を着実に実施していくことが必要ではないか。このため、一人当たり医療費や健診受診率な

どの比較可能なベンチマークをデータヘルス計画のPDCAサイクルの中にしかりと盛り込み、定期的なフォローアップを実施することが必要ではないか。また、企業に対して、従業員の健康増進活動が医療費削減や従業員の生産性向上を通じて、企業経営にもプラスであることへの理解を促進すべきではないか。加えて、以下を含む具体策について、「次世代ヘルスケア協議会」において検討頂いてはどうか。

- ① 投資者の企業情報の比較可能性の向上を目的に、各金融商品取引所が上場企業に提出を求めている「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載事項に、「従業員等の健康管理や疾病予防等に関する取組」を記載するよう働きかけを行う
- ② 産業界の取組の横展開を促すための施策(日本政策投資銀行が実施している「健康経営格付」に基づく融資制度、東京証券取引所において、社員の健康増進に積極的な企業を対象とした新たなテーマ銘柄(健康経営銘柄)を設定、意欲的に従業員の健康増進に向けた取組を行っている企業の成功事例の選定等)

4.ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備

個人が健康増進や予防のための取組をより行いやすくするため、個人の日々の暮らしの中で、容易にヘルスケア関連のサービスや商品の提供を受けられるような民間事業者の取組を促していくことが効果的である。こうした観点から、例えば、以下のようなヘルスケアに係る新事業等を行いやすくするような規制・制度改革のあり方について、優先的に検討を行っていくべきではないか。また、検討に当たっては、産業競争力強化法において創設されたグレーゾーン解消制度や企業実証特例制度を効果的に活用していくべきではないか。

※例えば、以下のような新事業を可能としていくことが考えられる。

- ・簡易な血液検査サービス
- ・健康指導、運動・栄養指導サービス
- ・保険者と企業が連携した従業員向け保健指導サービス
- ・民間事業者、医療機関、社会福祉法人、自治体等の連携による生活支援サービス
- ・個人の緊急な需要に機動的に対応した方法での第二类医薬品の販売を可能とする事業

また、利用者がエビデンスに基づく民間事業者等のサービスの質を的確に把握した上で、市場における健康サービスの利用が進むよう、健康サービスに係る品質評価体制を構築していくことが必要ではないか。